

岩手県多面的機能支払推進協議会事務処理規程

平成 19 年 3 月 30 日制定
平成 23 年 5 月 27 日改正
平成 24 年 1 月 6 日改正
平成 24 年 3 月 29 日改正
平成 26 年 3 月 28 日改正
平成 27 年 3 月 24 日改正
平成 28 年 3 月 24 日改正
平成 28 年 10 月 27 日改正
平成 29 年 3 月 28 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、岩手県多面的機能支払推進協議会（以下「推進協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、効率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第 2 条 推進協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第 3 条 推進協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)	(事務分担組織)	責任者)
一 事業計画の認定支援に係る事務	推進協議会	事務局長
二 広域協定の指導・審査に係る事務	推進協議会	事務局長
三 対象組織の活動実施状況確認に係る事務	推進協議会	事務局長
四 推進・指導に係る事務	推進協議会	事務局長
五 交付・申請事務支援に係る事務	推進協議会	事務局長
六 その他業務の推進に必要な事務	推進協議会	事務局長

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る岩手県多面的機能支払推進協議会文書取扱規程第 5 条第 1 項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る岩手県多面的機能支払推進協議会会計処理規程第 8 条第 1 項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第 4 条 日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生産第 2855 号・27 農振第 2219 号）、推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規

程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

但し、規程の名称及び第 1 条に掲げる名称は 6 月 1 日から「岩手県多面的機能支払推進協議会」とする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。